

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市長公室秘書広報部広報課
件名	令和5年度市報さいたま音訳テープ版・デイジー版の制作及び配布業務
履行場所	さいたま市
契約締結日	令和5年4月13日
契約の相手方名	特定非営利活動法人さいたま市視覚障害者福祉協会
契約金額	3,057,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、視覚障害者に適切な市政情報を確実に伝えることを目的としているため、本業務に精通し、また実績があることが求められる。そのため、不特定多数の者の参加を求め、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではない。また、短いスケジュールで、原稿や成果物の受け渡しのため、頻繁に来庁する必要があるほか、業務主管課と内容調整、成果物の確認・修正作業を行う必要がある。当該事業者は、市内に事業所を構えているほか、技術・経験ともに十分であり、本業務の目的・内容に照らした際に相応する資力、信用、技術、経験などを有しており、当該業者と契約することが、本市の利益の増進につながると考えられるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市長公室秘書広報部広報課
件名	令和5年度市報さいたま点字版の制作及び配布業務
履行場所	さいたま市
契約締結日	令和5年4月13日
契約の相手方名	社会福祉法人埼玉県視覚障害者福祉センター
契約金額	3,735,072円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、視覚障害者に適切な市政情報を確実に伝えることを目的としているため、本業務に精通し、また実績があることが求められる。そのため、不特定多数の者の参加を求める競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではない。また、本業務を履行するにあたっては、短いスケジュールで、原稿や成果物の受け渡しのため頻繁に来庁する必要があるほか、業務主管課と内容調整作業を行う必要がある。当該事業者は、市内に事業所を構えており、技術・経験ともに十分で、本業務の目的・内容に照らした際に相応する資力、信用、技術、経験などを有しており、当該事業者と契約することが、本市の利益増進につながると考えられるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市長公室秘書広報部広聴課
件名	さいたま市よくある質問(FAQ)サブサイト構築業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所外
契約締結日	令和5年4月26日
契約の相手方名	三谷コンピュータ株式会社
契約金額	9,922,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、よくある質問(FAQ)をさいたま市公式ホームページ上に構築し、ホームページ作成支援システムで登録・公開等を可能とする改修を行うものであり、当該システムの開発業者しか出来ない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>